

不法行為法 損害賠償と介護保険

弁護士 長野 浩三

1 介護保険と損害賠償の問題点

交通事故等で後遺障害を負った場合には被害者が介護保険給付を受けることがある。この介護保険給付が障害を負う原因となった事故等についての損害賠償請求、特に介護料の請求にどのような影響を与えるかが問題となる。

2 介護保険とは

介護保険サービスは、65歳以上の者は原因を問わず要支援・要介護状態となったときに、40～64歳の者は末期がんや関節リウマチ等の老化による病气(16の特定疾病)が原因で要支援・要介護状態になった場合に、受けることができる(介護保険法7条3項、4項)。要介護者は基本的に介護サービスの費用の1割を自己負担分として負担し、介護事業者が残りの9割を介護保険から代理受領する。

3 介護保険と損害賠償請求権との調整

介護保険法21条は、以下のとおり定める。

〔損害賠償請求権〕

第二十一条 市町村は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項に規定する場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。〕

同様の規定は国民健康保険法64条、労働者災害補償保険法12条の4などの社会保険法令に定められている。この趣旨は保険者が保険給付を行えば、被保険者(被害者)の損害は填補され、加害者からの損害賠償を受ける必要はなくなり、加害者が損害賠償を免れる場合には不当な利得を得ることになることから保険者による損害賠償請求権の代位取得をさせ、また、被害者が損害賠償を受けた場合には保険給付を免責させ、保険給付と損害賠償の調整を図ったものである。

このような代位・免責規定については、最判昭和52

年5月27日判例時報857号73頁は、「政府が保険給付又は災害補償をしたことによって、受給権者の第三者に対する損害賠償請求権が国に移転し、受給権者がこれを失うのは、政府が現実に保険金を給付して損害を填補したときに限られ、いまだ現実の給付がない以上、たとえ将来にわたり継続して給付されることが確定していても、受給権者は第三者に対し損害賠償の請求をするにあたり、このような将来の給付額を損害額から控除することを要しないと解するのが、相当である。」と判示し、将来の保険給付額を損害額から控除することを要しないとした。また、最判平成5年3月24日判例時報1499号49頁は、「同一の原因によって利益を受ける場合には、損害と利益との間に同質性がある限り、公平の見地から、その利益の額を被害者が加害者に対して賠償を求める損害額から控除することによって損益相殺的な調整を図る必要があり、」「このような調整は、前記の不法行為に基づく損害賠償制度の目的から考えると、被害者又はその相続人の受ける利益によって被害者に生じた損害が現実に補てんされたといえることができる範囲に限られるべきである。」「損益相殺的な調整を図ることが許されるのは、当該債権が現実に履行された場合又はこれと同視し得る程度にその存続及び履行が確実であるといえることができる場合に限られるものといえるべきである。」とし、原審の口頭弁論終結時において支給を受けることが確定していた遺族年金までを損害賠償から控除した(原審口頭弁論終結日は昭和63年7月8日であり、同日現在で支給が確定していた同年7月分の遺族年金までを控除の対象とした。)

このような最判からは、介護保険給付についても、既に給付され、または給付が確定した部分は損害賠償から控除し、給付の未確定部分は控除しないということになる。

4 介護保険給付に関する裁判例

(1) 大阪地判平成12年8月30日自動車保険ジャーナル第1388号

「原告道範は介護保険の適用を受けうる資格を有してはいるが、原告らは、その申請をしない旨決めている(原告富美子本人)から、介護保険適用を前提とする損害算定はすることができないし、すべきではない。」として、症状固定後の付添看護費として、1日1万2000円とし、平均余命分を認定した。

(2) 札幌地判平成13年8月23日自動車保険ジャーナル第1432号6頁

パート兼主婦49歳女子が事故で遷延性意識障害による1級3号後遺障害を遺す事案で、「10年以上も先の介護保険法による給付を前提として賠償額を定めるのは相当ではない」と、介護保険制度を適用した将来介護費用の算定を否定した。

(3) 京都地判平成14年2月7日自動車保険ジャーナル第1443号12頁

83歳男子農業従事者が事故で遷延性意識障害の1級3号後遺障害を遺す事案で、介護保険法の適用を受け、施設に入所することで自己負担額は月5万円未満で利用できるが、「手許に置き余生を送らせたいとする真摯な気持」で自宅介護を望むことは社会的相当性を逸脱した過大な費用とは考えられないとして、日額1万円を基礎に将来介護費用を認めた。

(1)から(3)は、実際に給付が確定していない介護保険給付分を控除しないこととした裁判例である。

(4) 大阪地判平成24年5月16日自保ジャーナル第1883号20頁

73歳男子の自賠責2級1号高次脳機能障害を遺した将来の介護費につき、口頭弁論終結時である平成24年2月以前は、介護保険の自己負担分月1万4430円を考慮し、月額12万円を認定した。また、看視・見守り・失禁の後始末等の介護内容から妻が67歳になるのを境に妻「が行っている介護部分について全てを職業介護人による介護が予定されているという将来の蓋然性を認めるに足る証拠はない。そこで、介護費用について検討するに、上記介護内容のほか、①別紙3のとおり、平成24年2月ころ、原告一郎の介護サービス利用額の平均額は、1ヶ月18万5422円であること、②原告花子の年齢(平成24年2月時点で68歳)や同原告が変形性膝関節症のため歩行が困難をきたしつつあることに照らし、今後職業介護に頼る割合が大きく増加する可能性もあるが、そのような介護体制を維持できるかについては不確定要素が大きいことを総合考慮し、平成24年2月から平均余命である原告一郎が86歳になるまでの期間を通じ(…)、月額40万円とするのが相当である。」とした。また、「なお、介護保険適用による自己負担分と公費扶助分に関し、症状固定後の将来の介護費用及び症状固定前の介護費用のうち、口頭弁論終結時において金額が具体化して既に介護保険の給付を受けている場合については、自己負担分を考慮して算定されるべきである」「他方、口頭弁論終結時以降の、金額が具体化していない将来の介護費用については、現在適用のある介護保険の給付内容や水準が将

来においても維持されることが必ずしも確実とはいえないことからすれば、原告一郎が現在自ら負担している金額から想定される範囲にとどまらず、介護保険からの給付を含めた介護費用の額を考慮することが相当である。」と判示している。

(5) 名古屋地判平成30年11月14日自保ジャーナル第2039号121頁

同判決は、症状固定時75歳の被害者に1級1号の後遺障害が残存した事案で、被害者が介護施設利用を継続することを前提に、口頭弁論終結時までは介護保険一部負担額(給付額の1割)と実費をもとに介護料を算定し、口頭弁論終結後は介護保険給付全額分をもとに年額432万1764円と算定している。同判決は「被告は介護保険給付を受けうる金額については損害に含めるべきでない旨主張するが、本件において、平成30年4月以降の介護施設費用について、原告が介護保険法に基づく介護保険給付を支給された、あるいは、支給されることが確定したとの事実は立証されていない上、原告が被告から損害賠償を受けた場合、その分の介護保険給付の支給を受けることはできなくなるのであって(介護保険法21条2項)、原告が重複して利益を得ることにもならないのであるから、将来の介護保険給付を損益相殺すべきとする被告の上記主張を採用することはできない。」と判示する。

(4)(5)は上記3のとおり判示したものである。

5 将来介護費用

これらからすれば、介護保険給付が支給されている事案では、口頭弁論終結前と口頭弁論終結後を分けて考える必要がある。口頭弁論終結前は介護保険の自己負担分を基礎として算定されるため、それまでの介護保険給付の内容を把握しておく必要がある。口頭弁論終結後は、介護保険給付分を控除せず、介護サービス費用全額を基礎として介護費用が算定されることになるが、この算定においても実際に受けている介護保険給付の内容、額が問題となろう。

これらは一時金で請求されていることが多いが、被害者の介護の内容の実情に合わせた損害賠償を実現しようとするれば、履行確保がなされることを前提に、実情に合わせて変更することが可能な(民事訴訟法117条)定期金賠償の方法によることが合理的であると思われる。

参考文献

上記で引用のほか、齊藤恒久「重度後遺障害の将来介護費の算定に関する諸問題」民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準2021下巻(いわゆる赤い本)59頁以下